

令和6年1月11日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 鹿島建設株式会社
及び住所 : 東京都港区元赤坂1-3-1
- 指名停止措置期間 : 令和6年1月11日から令和6年2月10日まで(1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
本件は、鹿島建設(株)が元請として受注した「令和4年度 東海環状海津PAランプBOX工事」において、令和5年10月4日に発生した工事関係者事故である。事故当日、被災者は共同作業員3名と共にカルバート工の型枠支保工端部の張出足場の設置作業に従事していた。張出足場を設置するための足場としては、ローリング足場を使用し作業する予定であったが、急遽、仮足場を設置して作業することとした。張出足場の作業が完了し、仮足場の撤去時に2枚敷足場板のうち外側の足場板を撤去しようとした際、足場板に乗ったことによりブラケットがずれ足場板と共に墜落した。
- 指名停止措置理由
有資格業者である鹿島建設(株)の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138